

○加東市まちづくり推進市民会議設置要綱

平成25年3月27日

告示第22号

改正 平成27年3月31日告示第50号

平成30年3月30日告示第46号

(設置)

第1条 加東市総合計画（以下「総合計画」という。）に基づいたまちづくりを、市民との協働により推進するとともに、簡素で効率的かつ透明性の高い行財政運営を構築するため、加東市まちづくり推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について調査審議するほか、総合計画に基づいたまちづくりについての意見を、市長に対して提案することができる。

- (1) 総合計画の進行管理に関すること。
- (2) 行財政改革の推進に関すること。
- (3) その他総合計画の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の推薦する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 一般公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 市民会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が必要に応じて招集する。ただし、座長（その職務を代理する委員を含む。）が定まっていないときは、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、座長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 座長は、必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 市民会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に関し必要な事項は、座長が市民会議に諮って定める。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、まちづくり政策部企画政策課において処理する。

(平27告示50・平30告示46・一部改正)

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、市民会議に関し必要な事項は、座長が市民会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第50号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第46号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

令和 2 年度まちづくり推進市民会議の進行管理の方法等について

1 協議スケジュールの変更について

開催時期	回	内容
12月11日 (中止)	第3回	総合計画（前期基本計画）の進行管理 【対象】 ・政策Ⅶ（2 主要施策） ・政策Ⅷ（8 主要施策）
12月	第3回	書面会議による総合計画（前期基本計画）の進行管理の方法について
1月～2月	第4回	総合計画（前期基本計画）の進行管理 【対象】 ・政策Ⅶ（2 主要施策） ・政策Ⅷ（8 主要施策）

北播磨地域においても新型コロナウイルス感染症が拡大しているため、今年度においては、12月以降に開催する会議を書面により開催することとします。開催方法の変更により、進行管理の方法について協議する必要があるため、会議開催回数を変更します。

2 書面会議による進行管理の方法について

- (1) 第4回会議において、各委員から別紙「第2次総合計画 前期基本計画 進行管理シート（案）」においてご意見・ご質問、2次評価をいただく。
- (2) ご意見・ご質問については、担当部署から考え方・回答をお示しする。
- (3) 2次評価については、原則として多数決で決定する。多数決の結果、同数の評価をいただいた主要施策があった場合の2次評価の決定については、座長の判断に一任する。

〔例〕 主要施策(43) 1次評価 B

2次評価 多数決結果

A : 8 B : 8 C : 1 計 17

⇒座長の判断により A 又は B 評価に決定

次回会議で評価していただく際に使用するシートの案です。

資料2 別紙

第2次総合計画 前期基本計画 進行管理シート（案）

委員氏名 _____

政策Ⅶ	安全でおいしい水と快適な生活環境が持続されたまち		
施策1	上下水道事業の充実		
主要施策(41) 上水道事業の充実			
ご意見・ご質問	総合評価		評価を変更する理由
	1次	2次	
	B		
主要施策(42) 下水道事業の充実			
ご意見・ご質問	総合評価		評価を変更する理由
	1次	2次	
	B		

【総合評価欄】 A：順調（十分な成果あり） B：若干の課題等があるが、概ね順調（一部成果あり） C：取組（時期・内容）に改善が必要